

令和 8 年度甲種防火管理新規講習実施要領

1 講習区分

消防法第 8 条に規定する防火管理者としての「資格」を付与するための甲種防火管理新規講習（消防法施行令第 3 条第 1 項第 1 号）

- (1) 自力避難が困難な要介護者が入所している施設で収容人員が 10 人以上の施設関係者。
- (2) ホテル、店舗など不特定多数の者が利用する延べ面積 300 平方メートル以上の建物で、
ア 収容人員が 30 人以上の建物関係者。
イ 特定用途のテナントの収容人員が 30 人以上のテナント関係者。
ウ 非特定用途のテナントの収容人員が 50 人以上のテナント関係者。
- (3) 事務所、共同住宅など特定多数の者が利用する延べ面積 500 平方メートル以上の建物で、収容人員が 50 人以上の建物関係者。

※ 「関係者」とは、所有者、管理者又は占有者をいう。

2 講習日時、講習会場及び受講定員

(1) 講習日時

令和 8 年 10 月 28 日（水） 午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで

令和 8 年 10 月 29 日（木） 午前 9 時 00 分から午後 12 時 00 分まで（2 日間）

（受付時間：講習初日の午前 9 時 00 分から午前 9 時 20 分まで）

(2) 講習会場

奄美川商ホール 第 2 会議室（奄美市名瀬長浜町 517）

※ 感染症まん延防止・台風等により、止むなく延期することがあります。

(3) 受講定員

定員は 80 名

※ 受講申込書の到着順で受理し、定員に達し次第締め切ります（受講申込み後に、定員に達した場合、受理できない方のみ電話連絡いたします。受理の方への電話連絡はいたしません）。

※ 受付終了日（10/16）間近に受講申込みをされる方は、事前に申込み状況の確認をお願いします。

また、申込み後に受講ができなくなった場合は、早急に連絡をお願いします。

3 受講手続

- (1) 受講申込書（別紙）に必要な事項を記入し、大島地区消防組合消防本部予防課査察係へ提出してください。
- (2) 受講申込書の受付は、8月3日（月）から10月16日（金）までです。持参若しくはFAX・郵送して下さい。
- (3) 受講料 ￥6,000－（テキスト・DVD 付き）
講習初日に講習会場にて徴収します。（お釣りが要らないようにご協力ください。）

4 修了証の交付

全課程を受講された方に修了証を交付します。

遅刻又は早退をされた方には、修了証は交付いたしません。

5 講習日程

- (1) 1日目（10月28日）

時 間	科 目
09：00～09：20	受付
09：20～09：40	DVD 上映（防火管理って何？）
09：50～11：30	第1章 防火管理の意義と制度の概要
11：40～12：00	第2章 火災の現象
12：00～13：00	昼食
13：00～14：00	第3章 出火防止と収容人員の管理
14：10～15：00	第4章 危険物等の安全管理
15：10～16：00	第5章 地震対策
16：10～17：00	第6章 施設・設備の維持管理

- (2) 2日目（10月29日）

時 間	科 目
09：00～09：50	第7章 自衛消防
10：00～11：00	第8章 防火管理の進め方と消防計画
11：10～11：40	修了考査
11：50～12：00	修了証交付式

6 注意事項

- (1) 本人確認のため、顔写真付きのマイナンバーカードや運転免許証等公的証明書を講習当日に持参してください。
- (2) 筆記用具は、各自持参されてください。
- (3) 携帯電話、スマートフォンは、受講中はマナーモードにするか、電源をお切りください。
- (4) 昼食は、各自でご用意ください。

7 問合せ先

〒894-0006 奄美市名瀬小浜町 27 番 5 号

大島地区消防組合消防本部 予防課 査察係 TEL 0997-52-0100 FAX 0997-52-5107